

○えびの市重度障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱

（平成18年9月27日えびの市告示第190号）

改正 平成20年3月27日告示第60号 平成23年3月18日告示第15号
平成25年3月29日告示第80号 平成26年1月27日告示第9号
平成27年12月24日告示第208号

（目的）

第1条 この告示は、重度障害者（児）及び難病患者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与すること（以下「給付等」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、えびの市とする。

（用具の種目）

第3条 給付等の対象となる用具は、別表の「品目」欄に掲げる用具とする。

（給付等の対象者等）

第4条 給付等の対象者（以下「給付等対象者（児）」という。）は、別表の「対象者及び障害程度」欄に掲げる者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

2 用具の給付等の対象者は、前項に規定する対象者であつて、市民税非課税の者とする。ただし、ストーマ装具及び紙おむつ等給付については、市民税50万円以下の者とする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過した後においても、操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が重度障害者（児）の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

4 在宅で生活を送っていること。ただし、ストーマ造設者（児）については、この限りではない。

（給付等の申請）

第5条 用具の給付等を受けようとする給付等対象者（児）は、日常生活用具給付（貸与）申請書（別記様式第1号）により、あらかじめえびの市長に申請するものとする。

2 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付を受けようとする給付等対象者（児）は、住宅改修費給付申請書（別記様式第2号）を提出し、あわせて工事図面と改修工事見積書を添付しなければならない。

3 前項の申請は、用具の給付等を受けようとする給付等対象者（児）又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

(給付等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合においては、給付等対象者(児)に係る必要な調査等を行い、日常生活用具給付等調査書(別記様式第3号)又は住宅改修費給付事業調査書(別記様式第4号)を作成し、給付等を行うことが適当であると認めるときは、次に掲げる事項について決定するものとする。

- (1) 給付等を行う用具名
- (2) 申請者に対して用具を納入することとされた業者(以下「業者」という。)
- (3) 負担上限月額
- (4) 申請者に対する給付額
- (5) その他必要な事項

2 前項第3号の負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項の規定を準用した当該負担上限額とする。

3 第1項第4号に規定する申請者に対する給付額は、用具の給付に要した額(別表の基準額欄により算定した額を上限とする。以下「給付総額」という。)から当該給付総額の100分の10に相当する額(第1項第3号に定める負担上限月額を限度とする。)を控除して得た額とする。

4 市長は、第1項の規定により給付等を決定したときは、決定通知書に給付券を添えて申請者に交付するものとする。

(用具の給付等の実施)

第7条 用具の給付等の決定を受けた者(以下「給付等決定者」という。)は、用具の給付等を受けようとするときは、前条第1項第2号において決定された業者(以下「決定業者」という。)に前条第4項に定める日常生活用具給付(貸与)券若しくは、住宅改修費給付券を提出するものとする。

2 用具の貸与は、無償で行うものとし、用具の貸与の期間は、貸与を受けた者が障害者支援施設等への入所その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

3 市長は、用具の給付等を実施するにあたって、給付等決定者に対して、次の条件を付するものとする。

(1) 用具の給付を受けた給付等決定者は、当該用具を当該給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部を返還させることがある。

(2) 用具の貸与を受けた給付等決定者(以下「借受人」という。)は、当該用具を当該貸与の目的に反して使用したとき又は必要としなくなったときは、速やかに市長に返還しなければならない。また、当該用具を棄損・紛失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(業者への支払)

第8条 市長は、第6条第1項第4号に定める額について、給付等決定者から当該決定業者に対して受領の委任があったときは、当該決定業者に支払うことができるものとする。

2 前項の規定による決定業者から市長の請求は、第6条第4項に定める給付券を添付して行うものとする。

(排せつ管理支援用具の特例)

第9条 市長は、第5条第1項の規定に基づく給付等対象者（児）の給付等申請の手續の利便を考慮し、排せつ管理支援用具については、歴月を単位として、4月ごとに給付券1枚を交付するものとする。この場合において、別表の「基準額（月額）」欄の範囲内で1月間に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の4倍（4月分）の額を、給付券中の⑨「価格」欄に記載して交付する。

(給付等台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、必要な帳簿等を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めのない事項については、必要に応じて市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第60号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日告示第15号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第80号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月27日告示第9号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日告示第208号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

別表

品目	対象者及び障害程度	性能	耐用年数	基準額 (月額)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の者。 難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	８年	154,000円×購入数
特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級。 (常時介護を要する者に限る。) 児童にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者及び上記障害の程度を有しているもので、原則として３歳以上の者。 難病患者等で寝たきりの状態にある者。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	５年	19,600円×購入数
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級。 (常時介護を要する者に限る。) 児童にあつては、原則として学齢児以上の者。 難病患者等で自力で排尿できない者。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	５年	67,000円×購入数
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上。 (入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) 児童にあつては、原則として３歳以上の者。	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	５年	82,400円×購入数
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上。 (下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。) 児童にあつては、原則として学齢児以上の者。 難病患者等で寝たきりの状態にある者。	介助者が障害者(児)及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	５年	15,000円×購入数

移動用 リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者（児）。 児童にあつては、原則として 3 歳以上の者。 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。	介助者が重度身体障害者（児）及び難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	1 5 9, 0 0 0 円×購 入数
訓練椅 子（児 童の み）	下肢又は体幹機能障害が 1 級又は 2 級であり、原則として 3 歳以上の者。	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5 年	3 3, 1 0 0 0 円×購 入数
訓練用 ベッド （児童 のみ）	下肢又は体幹機能障害が 1 級又は 2 級であり、原則として学齢児以上の者。 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8 年	1 5 9, 2 0 0 円×購 入数
入浴補 助用具	下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする者（児）。 児童にあつては、原則として 3 歳以上の者。 難病患者等で入浴に介助を要する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者及び難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	9 0, 0 0 0 0 円×購 入数
便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上。 児童にあつては、原則として学齢児以上の者。 難病患者等で常時介護を要する者。	障害者（児）及び難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	4, 4 5 0 0 円×購入 数
T 字状・ 棒状の つえ	下肢機能若しくは内部に障害を有し、歩行障害を有する者（児）。	障害者（児）が容易に使用し得るもの。	2 年	2, 2 6 6 0 円×購入 数 （※主体- 木材 外装 -ニス塗 装） 3, 0 9 0 0 円×購入 数 （※主体- 軽金属 外

				装-塗装なし)
移動・ 移乗支 援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（児）。 児童にあつては、原則として3歳以上の者。	概ね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、ひるような強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円×購入数
頭部保 護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	15,656円×購入数 (スポンジ、革を主材料に製作) 37,852円×購入数 (スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作)
特殊便 器	上肢障害2級以上。児童にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上記障害の程度を有しているもので、原則として学齢児以上の者。 難病患者等で上肢機能に障害の	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円×購入数

	ある者。			
火災警報器	<p>障害者にあつては、障害等級2級以上。（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）</p> <p>障害児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者及び上記障害の程度を有している者。（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）</p>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円×購入数 (ただし、1世帯につき2台を限度とする。)
自動消火器	<p>障害者にあつては、障害等級2級以上。（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）</p> <p>障害児にあつては、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者及び上記障害の程度を有している者。（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。）</p> <p>火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火しえるもの。	8年	28,700円×購入数
電磁調理器	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度である者であつて18歳以上の者。	視覚障害者及び知的障害児・者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円×購入数
歩行時間延長信号機用小型	視覚障害2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円×購入数

送信機				
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級。(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400円×購入数
透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者。児童にあつては、腎臓機能障害3級以上で原則として3歳以上の者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円×購入数
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)であつて、必要と認められる者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上の者。難病患者等で呼吸器機能に障害のある者。	障害者(児)及び難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円×購入数
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者(児)であつて、必要と認められる者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上の者。難病患者等で呼吸器機能に障害のある者。	障害者(児)及び難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円×購入数
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円×購入数
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上。(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)児童にあつては、原則として学齢児以上の者。	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円×購入数
盲人用体重計	視覚障害2級以上。(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円×購入数
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障害を有する者(児)。児童にあつては、原則として学	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円×購入数

	齡児以上の者。			
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢不自由2級以上の者（児）。	情報機器（パーソナルコンピュータ）の使用のために必要となる周辺機器及びソフト。	6年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害者2級以上かつ聴覚障害2級）の障害者であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	社会福祉協議会共同使用
点字器	視覚障害者（児）であって、必要と認められる者。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	7年 （標準型） 5年 （携帯用）	標準型 10,712円×購入数 （32マス18行、両面書真鍮板製） 6,798円×購入数 （32マス18行、両面書プラスチック製）携帯用 7,416円×購入数 （32マス4行、片面書アルミニウム製） 1,699円×購入数 （32マ

				ス12行、片面書婦裸子チック製)
点字タイプライター	視覚障害2級以上。(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用・操作し得るもの。	5年	63,100円×購入数
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上の者。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	6年	A 録音再生機 85,000円×購入数 B 再生専用機 35,000円×購入数
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者2級以上。児童にあつては、原則として学齢児以上の者。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円×購入数
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者(児)であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者(児)。児童にあつては、原則として学齢児以上の者。	画像入力装置を読みたいものの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年	社会福祉協議会共同使用
盲人用時計	視覚障害者2級以上。	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10年	A 触読時計 10,300円×購入数 B 音声時計 13,300円×購入数
聴覚障	聴覚障害者(児)又は発声・発	一般の電話に接続すること	5年	71,000

障害者用通信装置	語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（児）。 児童にあっては、原則として学齢児以上の者。	ができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの。		0円×購入数
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（児）。	字幕及び手話通訳月の聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900円×購入数
人工喉頭	喉頭摘出者。	障害者が容易に使用し得るもの。	4年（笛式） 5年（電動式）	5,150円×購入数（笛式） 72,203円×購入数（電動式）
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）。	点字により作成された図書。		図書館
ストーマ装具・紙おむつ等	ストーマ造設者、神経障害による高度の排尿機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による脳原性運動機能障害を有する者（児）。ただし、紙おむつについては3歳以上の者（児）。	障害児（者）が容易に使用し得るもの。		8,858円×購入数（蓄便袋） 11,639円×購入数（蓄尿袋） 12,000円×購入数（紙おむ

			つ)
収尿器	排尿障害を有する者（児）。	障害児（者）が容易に使用し得るもの。	<p>男性用 7,931 円×購入 数 (普通 型) 5,871 円×購入 数 (簡易 型) 女性用 8,755 円×購入 数 (普通 型) 6,077 円×購入 数 (簡易 型)</p>
居宅生 活動作 補助用 具	<p>肢体、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者（児）であって障害等級3級以上の者。 (ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。) 児童にあつては、原則として学齢児以上の者。 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者</p>	障害者及び難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000円
動脈血 中酸素 飽和度 測定器 (パル スオキ	難病患者等で人工呼吸器の装着が、必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500円× 購入数

シメー タ)				
-----------	--	--	--	--

別記様式第1号（第5条関係）

日常生活用具給付（貸与）申請書

[別紙参照]

様式第2号（第5条関係）

住宅改修費給付申請書

[別紙参照]

様式第3号（第6条関係）

日常生活用具給付等調査書

[別紙参照]

様式第4号（第6条関係）

住宅改修費給付事業調査書

[別紙参照]